

独立行政法人国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター紀要第13号投稿原稿募集要項

令和6年5月24日

独立行政法人国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター紀要編集委員会

1. 趣旨

独立行政法人国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター紀要（以後、「紀要」という。）は、広く青少年教育指導者や研究者などの青少年教育関係者から青少年教育に関する理論や実践的な調査研究の成果を募り、その発表の場とします。また、独立行政法人国立青少年教育振興機構の研究成果等を公表し、これらを、誌上を通して青少年教育施設、青少年教育団体などの関係者等に提供することを通じて、今後の実践活動や研究活動などの充実に資することを目的とします。この要項は、本紀要の投稿原稿の基準に必要な事項を定めたものです。

2. 投稿原稿のテーマ及び内容

青少年教育に関する調査研究、又は報告。下記の内容のいずれかにあてはまるものとする。

- (1) 青少年教育に関する課題解決のための実証的・先進的な取組
- (2) 地域のニーズや課題を踏まえた効果的な実践活動の推進
- (3) 青少年教育施設の事業運営や施設職員の役割に関する実践や取組
- (4) 青少年の団体活動の意義やその成果
- (5) 学校等における体験活動に関する実践や取組
- (6) 地域における学校外（放課後活動、休日活動等）の教育活動
- (7) 青少年教育に関する政策や答申等を踏まえた実践や取組
- (8) 家庭教育における体験活動の推進に関する実践や取組
- (9) その他、編集委員会が青少年教育の充実に資すると判断するもの

3. 投稿資格

- (1) 青少年教育施設・団体関係者
- (2) 社会教育施設・団体関係者
- (3) 青少年教育行政関係者・社会教育行政関係者
- (4) 学校教育関係者
- (5) 青少年教育研究者等

4. 投稿原稿の区分

(1) 投稿できる原稿は以下のとおりです。

① 論文

先行研究にもとづき研究課題が明確に設定され、新たな知見が論理的・実証的に提示されているもの、又は特定の研究分野について、課題や展望が体系的に提示されているもの。

② 報告

特定の調査について、その目的・意義等が明確に示され、分析・解釈の結果が適切に提示されているもの、又は特定の実践について、その目的・意義等が明確に示され、課題や展望が適切に提示されているもの。

(2) 原稿の提出後に、投稿者が原稿の区分を変更することはできません。

(3) 査読の過程で論文又は報告として掲載できないと判断された場合、独立行政法人国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター紀要編集委員会（以後、「編集委員会」という。）の判断により、論文として投稿されたものを研究ノート、報告として投稿されたものを資料として、掲載を認める場合があります。また、論文又は研究ノートとして掲載できないと判断したものを、報告又は資料として掲載することを認める場合もあります。なお、研究ノートと資料の概要はそれぞれ以下のとおりです。

① 研究ノート

新たな知見が認められ、論文への発展が期待できるもの。

② 資料

有用性が認められ、報告への発展が期待できるもの。

5. 執筆

- (1) 原稿は「独立行政法人国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター紀要執筆要領」（以後、「執筆要領」という。）に従い、原則として和文で記述してください。ただし、編集委員会が認めた場合はこの限りではありません。
- (2) 執筆は、マイクロソフト社オフィス（Office）のワード（Word）（以下「ワード」という）を用いてください。

6. 遵守義務

投稿原稿（論文・報告ともに）は、以下の内容が全て満たされていることが条件です。

- (1) 未発表のものであり、他の雑誌等に投稿中でないもの。ただし、学会の大会等における口頭発表やその資料の内容を充実させた論文、あるいは各種研究助成金の交付を受けた研究をまとめた論文等は投稿することができます。
- (2) 捏造、改竄、剽窃等の非倫理的な行為で執筆されていないこと。
- (3) 調査や事業等が社会的規範及び倫理的側面からみて、著しく逸脱した方法で実施されたものでないこと。また、必要な場合はどのような倫理的配慮が行われたかについて明記すること。
- (4) 個人情報保護等の観点から個人が特定されないよう十分に配慮したものであること。

7. 採否の決定

原稿の採否は、査読を経て編集委員会によって決定します。投稿原稿の査読は原則として3回です。

8. 投稿料及び掲載料

投稿料及び掲載料は徴収しません。

9. 校正

原稿の校正は、初校のみ投稿者に依頼します。

10. 著作権

- (1) 紀要に掲載された投稿原稿の著作権については、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以後、「機構」という。）に帰属します。また、投稿者自身が自分の投稿原稿を利用する場合には、機構の許諾を必要とはしません。
- (2) 紀要に掲載された投稿原稿は原則として、電子化し、機構のホームページ等において公開します。

11. 原稿の提出

(1) 提出方法

下記のEメールアドレスまでファイルを添付して送信してください。

(2) 提出内容

投稿原稿本体及び添え状（詳細は執筆要領を参照）を、ワード及びPDFにてそれぞれ提出する。

(3) 提出先Eメールアドレス

kenkyu-soumu@niye.go.jp

(4) 提出期限

投稿原稿は募集要項及び執筆要領に従い作成し、令和6年7月28日（日）までに提出してください（期限厳守）。なお、提出された原稿が執筆要領から逸脱している場合は受理できませんので、執筆要領を熟読の上、投稿原稿を作成してください。

12. その他

募集要項及び執筆要領は、当機構ホームページ内の青少年教育研究センターページ

（<https://www.niye.go.jp/research/index.html>）から閲覧及びダウンロードすることができます。また、同ホームページ内の『所蔵資料検索サービス』で過去の紀要を閲覧することができますので、原稿作成の参考にしてください。

13. 問い合わせ先

独立行政法人国立青少年教育振興機構

青少年教育研究センター紀要編集委員会

事務局：青少年教育研究センター企画室（03-6407-7613）

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1

Eメール：kenkyu-soumu@niye.go.jp